

	7/27	7/26	
			

公共事業労務費調査（平成 29 年 10 月調査）説明会

平成 29 年 7 月 26 日(水) 10:30~11:30
中央合同庁舎第 4 号館 1 階 108 会議室

【議 事】

1. 挨拶

2. 議事

1) 公共工事設計労務単価・公共事業労務費調査の概要

資料1

2) 公共事業労務費調査(平成 29 年 10 月調査)の概要

資料2

3) 質疑応答等

3. 閉会

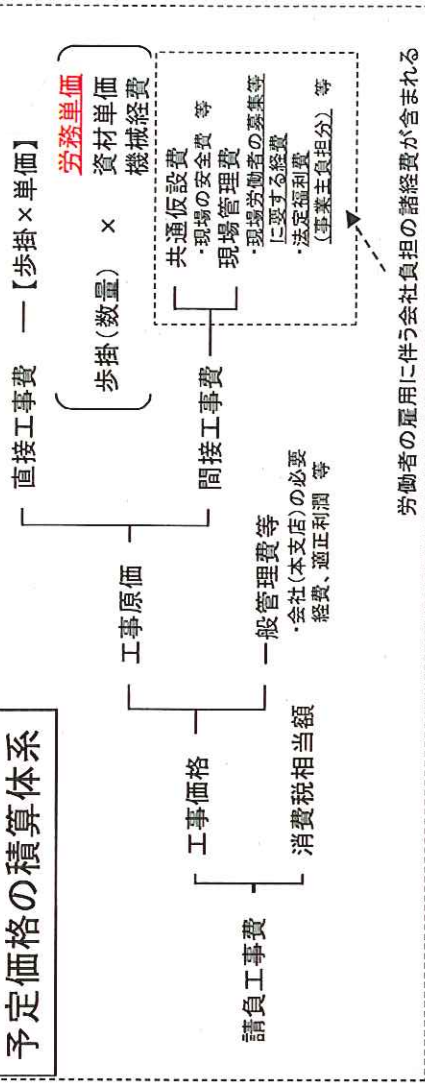
公共工事設計労務単価の概要

- **性格**：公共工事の予定価格の積算用単価
(51職種、都道府県ごとに設定)
- **法令**：予算決算及び会計令第80条第2項
「予定価格は、……取引の実例価格、……等を考慮して適正に定めなければならない。」
- **改訂**：毎年10月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設労働者(約16万人)の賃金支払い実態を調査し、年度当初に改訂。

○留意事項：

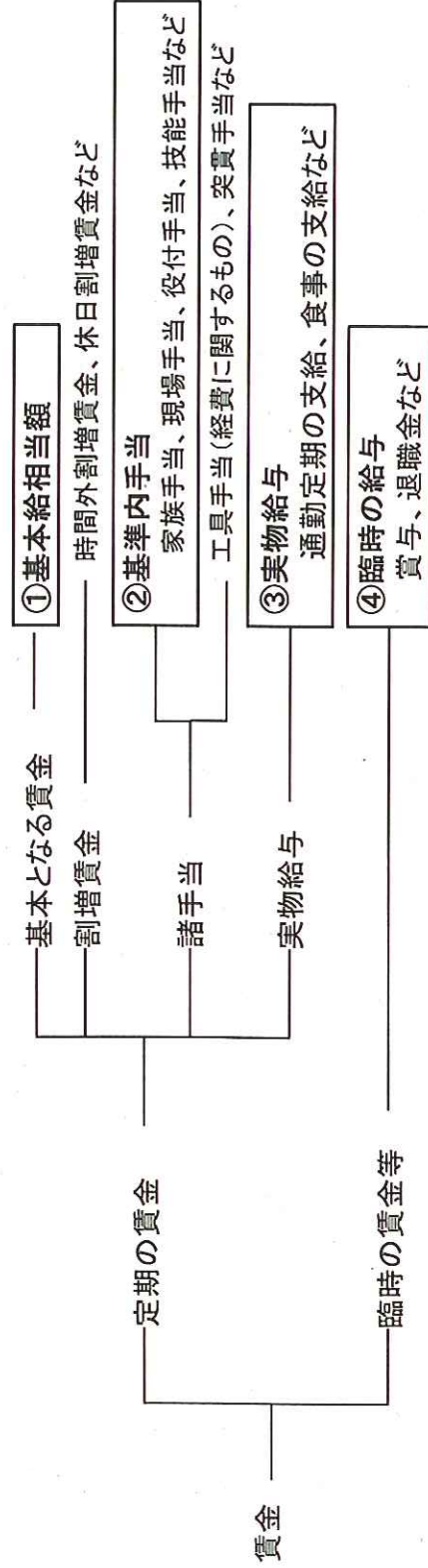
- ・法定福利費(事業主負担分)や、労働者の雇用に伴う会社負担の諸経費(労働者の募集・解散に要する費用、作業用具・被服に要する費用、労働者の宿泊・送迎費等)は含まない。(これらは別途、間接工事費にて計上されている)
- ・時間外・休日・深夜の手当は含まない(必要に応じ発注者が別途積算)

予定価格の積算体系



公共工事設計労務単価の構成

- 予定価格では、1日8時間労働(時間外・休日労働なし)を前提として積算。
- このため、設計労務単価は、支払い賃金から時間外割増賃金等を除いた上で、1日8時間労働に相当する額に換算し設定。(次の①~④)

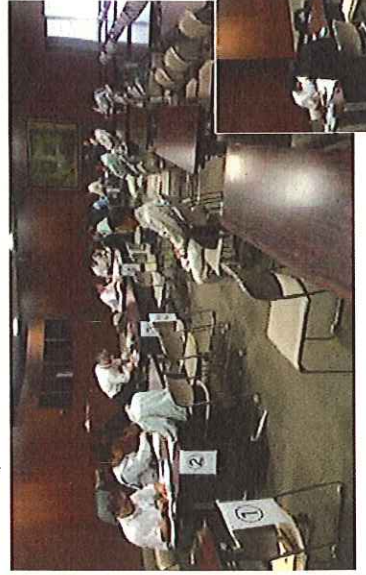


公共事業労務費調査の概要

- 国交省及び農水省(二省)の公共工事設計労務単価設定の基礎資料を得るための調査(昭和45年より実施)。
- 全国における二省等の公共工事から、10月に施工中の、1件当たり1,000万円以上の工事を選定母集団として、調査対象工事(例年約13,000工事)を無作為抽出(技能労働者数:例年約16万人)。
- 調査対象工事に従事する技能労働者の賃金について、積算で用いる51の職種区分に分類し、都道府県別に把握。(企業の規模や下請次数の制限はなく、対象職種に該当する全ての技能労働者が対象)
- 調査対象企業は、対象工事に従事した全ての技能労働者について、調査票に賃金等の必要事項を記入
 - 1 (9月～10月)。
 - 2 調査対象企業は、調査票と賃金台帳等の資料を、全国で開催される会場調査(11月)に持ち込み、調査員が面接形式にて、賃金や労働時間等の記載内容につき、賃金台帳や工事日報等の各種書類と照合し、厳密に賃金の実態を把握。

会場調査の状況

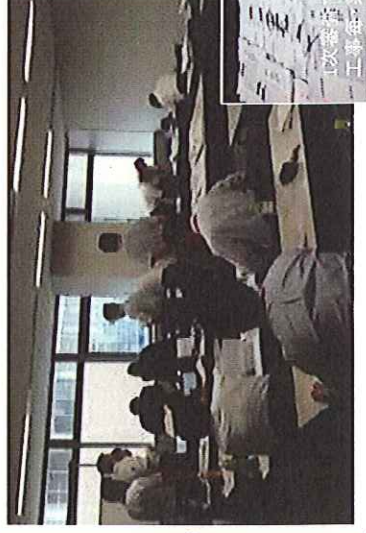
1次審査



全国の会場において、企業毎に調査員が面接形式にて賃金実態を厳密に調査。



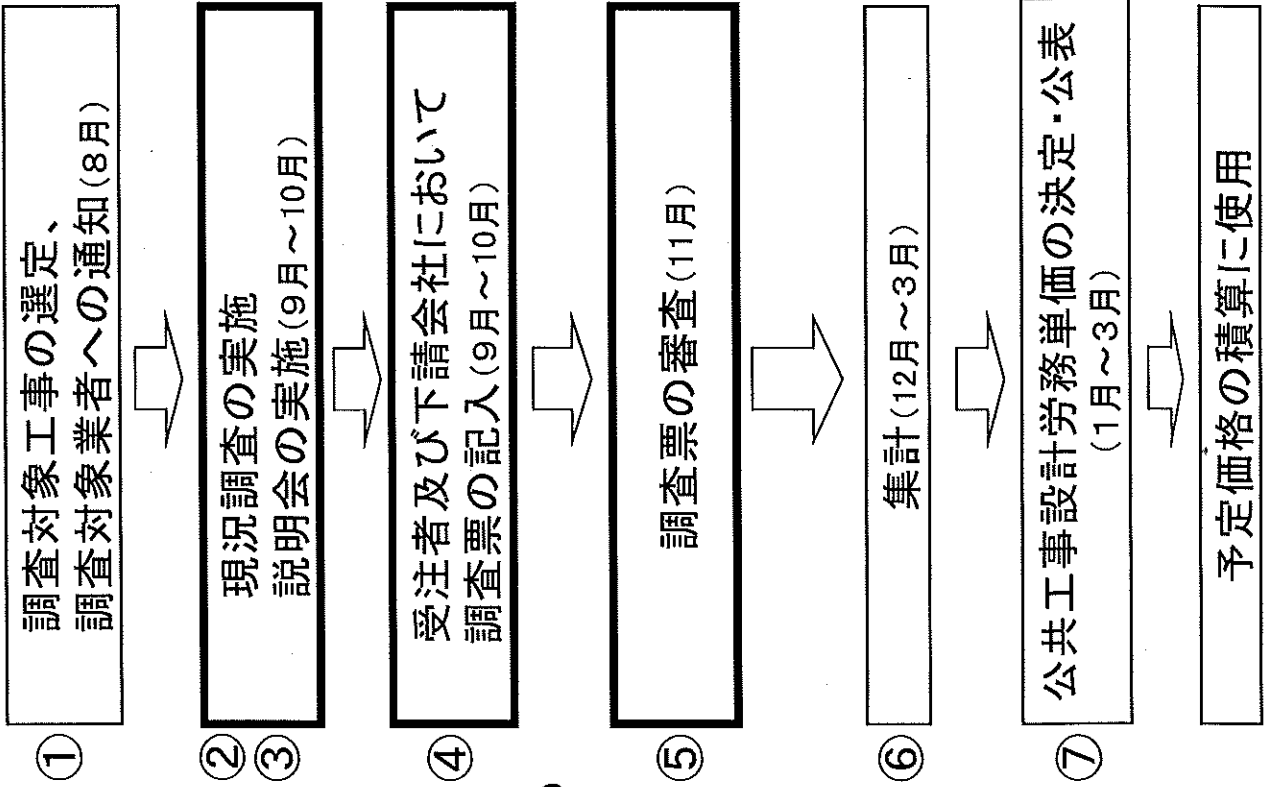
2次審査



1次審査を終えた調査票につき、再度精密を実施。



公共事業労務費調査(10月調査)、公共工事設計労務単価の決定の流れ 資料1-3



- 国、都道府県、政令市、独立行政法人等の発注機関による協議会(地方連絡協議会)において調査対象工事を選定し、対象工事の受注者に通知
 - ・全国における国交省・農水省の所管する、10月に施工中の1件当たり1,000万円以上の公共工事より、無作為に約13千件を抽出。
- 各発注機関の監督職員が、現場の作業内容、職種、労働者数等を確認
- 地方連絡協議会(事務局:各地方整備局等)において、調査対象者向け説明会の実施
- 受注者及び下請会社において、工事現場の労働者のうち、積算に使用する51職種について、10月分の賃金等について調査票に記入(少数標準職種は9月分の賃金も対象)
 - ・調査対象者数:約16万人
 - ・現場代理人等の技術者、経理事務員等は対象外
- 地方連絡協議会が設置する調査会場(地方整備局本局、県庁、土木事務所等)において、受注者、下請会社が調査票を提出し、発注機関において審査
 - ・賃金台帳、就業規則、振込明細等との照合・確認
 - ・法定労働時間の遵守に疑義がある標本、賃金台帳・就業規則が不備の標本等を棄却
- 地方連絡協議会が、公共事業労務費調査連絡協議会(事務局:国土交通省)に審査後の調査データを提出
- 公共事業労務費調査連絡協議会において、集計及び所定内労働時間8時間当たり賃金へ換算
- 公共事業労務費調査連絡協議会において、都道府県別・職種別単価の決定・公表

資料1-4

公共事業労務費調査(平成29年10月調査)スケジュール(案)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H30.1月	2月	3月
公共事業労務費調査連絡協議会				説明会 (国土交通省) 説明会 (建設業者団体向け) 集計・単価決定・公表			① 工事選定・通知	② 現況調査 ③ 説明会開催	⑤ 審査 集計	⑥ 集計	⑦ 単価決定・公表	
調査対象者							③ 説明会参加 ④ 調査票記入	⑤ 審査 (調査票提出)				

公共事業労務費調査（平成 29 年 10 月調査）に係る留意点

農林水産省及び国土交通省が実施する公共事業労務費調査につきましては、毎回ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。今年度につきましても、調査の精度、透明性を更に高められるよう下記事項について貴会傘下建設企業に対して周知いただきますようお願いいたします。

1. 週休 2 日の導入等の休日拡大に関する調査

建設産業における働き方に関して、働き方改革実現会議における「働き方改革実行計画」が策定され、建設産業における週休 2 日の推進等の休日確保の必要性が示されました。各公共工事の発注機関においても、週休 2 日の導入を想定した工事の発注に取り組まれてきているところ です。

上記を踏まえ、週休 2 日の導入等の休日拡大に伴う賃金支払いの実態について、適切に設計労務単価に反映できるようにするため、調査票における記入欄の追加を行います。

つきましては、調査対象となった元請及び下請企業は、次の書類を審査において提示できるように整理していただくようお願いします。

① 週休 2 日の導入等の休日拡大に伴う休業手当の支払いが確認できる書類

例) 賃金台帳における休業手当にかかる事由の付記

(付記例：週休 2 日／休日拡大 等)

② 週休 2 日の導入等の休日拡大に伴う労働日数の変化が確認できる書類

例) 作業日報における休業・欠勤等にかかる事由の付記

(付記例：週休 2 日／休日拡大 等)

2. 賃金の正確な把握の徹底

公共事業労務調査では、原則として現場で働く技能労働者全てが調査対象となります。そのため、いわゆる一人親方として働く方々についても、必ず調査票を作成いただきますようお願いいたします。また、退職金等、不定期の賃金については、賃金台帳に記載されていない場合もあるため、遺漏のないよう正確に記入いただくようお願いいたします。

3. 棄却率の改善

平成 28 年度公共事業労務費調査において、3 割強の標本が棄却されているため、調査対象となった元請及び下請企業は、次の書類を審査において提示できるように整理いただきますようお願いいたします。

① 所定労働時間が法定の週 40 時間以内であることを確認できる書類

・・・就業規則（又は雇用契約書、雇入通知書、労働条件通知書）及び賃金台帳

② 賃金支払いが確認できる書類

・・・銀行の振込領収書又は労働者の受領印等が確認できる書類等

③ 従事した作業内容、就労の実態等が確認できる書類

・・・作業日報及び出勤簿等

【参考】主な棄却理由（平成 28 年度公共事業労務費調査結果）

- ・ 所定労働時間が法定の週 40 時間以内であることの確認ができない・・・約 31 千標本 (20%)
- ・ 調査票への記入事項の根拠となる資料（就業規則、賃金台帳等）がない・・・約 12 千標本 (8%)

4. 9月の賃金支払いの調査

標本確保のため、10月に調査対象工事に従事せず、9月に従事している38職種
の労働者についても、調査の対象となり、9月分の賃金支払い実態を調査しますので、
調査のご協力をお願いします。

【参考】9月の調査の対象となる38職種

造園工、法面工、石工、ブロック工、鉄骨工、塗装工、溶接工、潜かん工、潜かん世話役、さく
岩工、トンネル特殊工、トンネル作業員、トンネル世話役、橋りょう特殊工、橋りょう塗装工、
橋りょう世話役、高級船員、普通船員、潜水士、潜水連絡員、潜水送気員、山林砂防工、軌道工、
大工、左官、はつり工、防水工、板金工、タイル工、サッシ工、屋根ふき工、内装工、ガラス工、
建具工、ダクト工、保温工、建築ブロック工、設備機械工

調査対象工事に従事した期間の別	調査対象労働者	調査対象月
	51職種に該当する労働者	10月 ※従来から実施
	51職種に該当する労働者	10月 ※従来から実施
	38職種に該当する労働者	9月 ※H22年度から実施

5. 標本の適切な分類

本調査では、一部の職種を除き、「相当程度の技能」等を有する建設労働者を調査
対象としていますので、調査対象となった元請及び下請企業は、個々の労働者の技能
等を十分に確認し、職種の分類を行っていただきますようお願いします。

【参考】技能、免許等が必要と定義されている職種

(1) 「相当程度の技能」が必要と定義されている職種

特殊作業員、造園工、法面工、とび工、石工、ブロック工、電工、鉄筋工、鉄骨工、塗装工、
溶接工、運転手（特殊）、潜かん工、さく岩工、トンネル特殊工、橋りょう特殊工、橋りょう
塗装工、山林砂防工、軌道工、型わく工、大工、左官、配管工、はつり工、防水工、板金工、
タイル工、サッシ工、屋根ふき工、内装工、ガラス工、建具工、ダクト工、保温工、建築プロ
ック工、設備機械工

(2) 「相当程度の技術」が必要と定義されている職種

潜かん世話役、トンネル世話役、橋りょう世話役、土木一般世話役

(3) 「免許等」が必要と定義されている職種

電工、運転手（特殊）、運転手（一般）、潜水士、交通誘導警備員 A

(4) 「普通の技能」が必要と定義されている職種

普通作業員、トンネル作業員

6. 調査対象外の労働者の判断

- 見習・手元等の労働者については、従来どおり、原則として調査対象外になります。
- 過去の調査において、見習・手元等の労働者が、「相当程度の技能」を必要とする職種に含まれる例がみられたため、調査対象となった元請及び下請企業は、個々の労働者の技能を十分に確認し、適切に分類、判断を行ってください。
- 老齢厚生年金（在職老齢年金）及び高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続給付金、高年齢再就職給付金）の受給に伴い、時給、日給又は月給を減額し、日当たり賃金を調整している労働者については、調査対象外とします。
- 調査対象となった元請及び下請企業は、年金等の受給状況及び受給に伴う賃金の調整方法等を十分に確認し、調査対象労働者か否か判断してください。

【参考・注意点】

- (1) 見習・手元等の労働者については、各職種の作業の補助的業務を主に実施した場合には、技能の程度、作業内容に応じて「普通作業員」「軽作業員」「トンネル作業員」に分類してください。
- (2) 老齢厚生年金等の受給に伴い、労働時間数又は労働日数を減らすことで賃金月額を調整し、日当たり賃金を調整していない労働者については、従来どおり調査対象になります。

無効標本を有効標本へ【公共事業労務費調査】

公共事業労務費調査連絡協議会

皆様から提出して頂いた調査票のうち、「無効標本」として棄却されてしまうものがあります。

労務費調査にご協力いただきありがとうございます。協力いただいたデータは、様々な確認をさせていただき、データとしての信頼性が担保されるものを有効標本として、翌年度の公共工事設計労務単価に反映させています。有効標本以外は棄却され無効標本となってしまいます。

標本数の確保やせっかくご協力いただいていることから無効標本となるデータを少なくしていきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

こんな理由で棄却されています!!(主なもの)

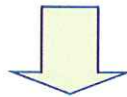
就業規則に定める所定労働時間が法定の週40時間以内であることを確認ができない

賃金台帳に賃金の受領を証明する押印(または本人のサイン)がない

例)ただし、銀行の振込領収書がある方は除く

調査票への記入事項の根拠となる資料がない

例)作業日報(調査月分)、出勤簿等(調査月分)、銀行の振込領収書、等



棄却されないためには・・・

就業規則^{*}に定める所定労働時間が、週40時間以内になるようにして下さい。

※ おおむね10年以上前に作成した就業規則は、現行の労働基準法に準拠していない可能性があります。

就業規則^{*}や労働条件通知書を作成し、労働基準監督署へ届け出て下さい。現行の労働基準法に準拠していない場合は、更新作業を行うようにして下さい。

賃金台帳を正しく整備し、押印(または本人のサイン記入)を確実に行って下さい。

※ 労働者の数が「常時10人以上」である場合には、就業規則を作成し、所管の労働基準監督署長に届け出なければなりません。

●賃金台帳や就業規則等を整備するための参考資料「有効回答の向上対策について」を別途作成しており、国土交通省の労務費調査ホームページでご覧になれます。
(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html)

■平成28年10月調査データ集

表-1 主な棄却理由別標本構成比率(都道府県別)

主な棄却理由

A:調査票への記入事項の視覚となる諸資料の提示がない。

B:賞金台帳等に賞金の受領を証する押印(又は本人のサイン)がない。

C:就業規則等で定めている所定労働時間が、法定労働時間(週40時間)以内であることの確認ができない。

表-2 主な棄却理由別標本数(経年変化-過去5年分)

都道府県名	対象労働者数	棄却理由 A	棄却理由 B	棄却理由 C	その他	有効標本	
北海道	1 北海道	100%	2.9%	0.2%	14.0%	1.2%	81.7%
東北	2 青森県	100%	0.5%	0.2%	15.6%	0.3%	83.4%
	3 岩手県	100%	0.7%	0.0%	16.4%	0.3%	82.6%
	4 宮城県	100%	2.1%	0.1%	20.7%	1.4%	75.6%
	5 秋田県	100%	0.3%	0.0%	7.6%	0.9%	91.3%
	6 山形県	100%	2.2%	0.3%	11.0%	0.7%	85.8%
	7 福島県	100%	5.6%	0.5%	16.9%	7.1%	70.0%
	小計	100%	1.8%	0.2%	15.2%	1.6%	81.1%
関東	8 茨城県	100%	5.9%	0.2%	29.4%	0.5%	64.0%
	9 栃木県	100%	2.8%	0.2%	32.8%	1.5%	62.8%
	10 群馬県	100%	5.4%	0.0%	22.3%	1.5%	70.8%
	11 埼玉県	100%	12.8%	0.4%	32.2%	1.4%	53.2%
	12 千葉県	100%	9.2%	1.2%	28.1%	1.7%	59.8%
	13 東京都	100%	6.8%	0.2%	34.5%	1.3%	57.2%
	14 神奈川県	100%	5.9%	0.6%	37.0%	1.5%	55.0%
	19 山梨県	100%	8.7%	0.0%	19.1%	1.4%	70.9%
	20 長野県	100%	2.6%	0.0%	15.4%	1.0%	80.9%
	小計	100%	7.0%	0.4%	30.5%	1.3%	60.8%
北陸	15 新潟県	100%	6.1%	0.1%	9.1%	0.8%	84.0%
	16 富山県	100%	5.3%	0.5%	7.0%	1.6%	85.6%
	17 石川県	100%	2.7%	0.2%	11.3%	0.2%	85.6%
小計	100%	5.4%	0.2%	8.9%	0.9%	84.6%	
中部	21 岐阜県	100%	11.9%	0.3%	14.5%	1.1%	72.2%
	22 静岡県	100%	7.2%	0.2%	24.3%	2.3%	66.0%
	23 愛知県	100%	11.4%	1.0%	22.8%	2.9%	61.9%
	24 三重県	100%	10.1%	2.2%	27.6%	2.3%	57.8%
小計	100%	9.9%	0.8%	22.7%	2.3%	64.3%	
近畿	18 福井県	100%	9.4%	1.3%	12.1%	1.0%	76.3%
	25 滋賀県	100%	19.9%	2.5%	29.7%	1.0%	47.0%
	26 京都府	100%	21.1%	2.0%	26.1%	1.3%	49.4%
	27 大阪府	100%	19.5%	0.9%	24.0%	3.4%	52.2%
	28 兵庫県	100%	17.1%	1.1%	26.2%	2.0%	53.6%
	29 奈良県	100%	15.4%	2.1%	32.7%	2.2%	47.6%
	30 和歌山県	100%	15.8%	1.3%	30.0%	1.5%	51.3%
小計	100%	17.5%	1.4%	25.4%	2.1%	53.7%	
中国	31 鳥取県	100%	4.0%	0.2%	16.3%	3.8%	75.7%
	32 島根県	100%	2.9%	0.5%	9.4%	3.0%	84.1%
	33 岡山県	100%	9.6%	0.1%	25.5%	3.9%	60.9%
	34 広島県	100%	7.0%	0.0%	16.2%	5.3%	71.5%
	35 山口県	100%	6.8%	0.9%	18.4%	5.1%	68.8%
小計	100%	5.7%	0.4%	16.2%	4.3%	73.4%	
四国	36 徳島県	100%	9.8%	1.7%	10.8%	1.0%	78.9%
	37 香川県	100%	17.6%	0.6%	12.8%	1.1%	68.5%
	38 愛媛県	100%	14.2%	1.8%	13.1%	0.7%	70.3%
	39 高知県	100%	7.5%	0.2%	8.0%	1.9%	84.3%
小計	100%	11.3%	0.9%	9.9%	1.3%	76.6%	
九州	40 福岡県	100%	11.4%	1.5%	26.5%	1.4%	59.2%
	41 佐賀県	100%	9.6%	0.0%	13.9%	2.7%	73.8%
	42 長崎県	100%	8.3%	1.4%	18.5%	0.4%	71.4%
	43 熊本県	100%	12.5%	0.7%	18.9%	0.3%	67.5%
	44 大分県	100%	11.6%	0.9%	14.1%	2.0%	71.5%
	45 宮崎県	100%	8.4%	0.9%	11.3%	0.7%	78.7%
46 鹿児島県	100%	2.2%	0.0%	15.0%	0.0%	82.8%	
小計	100%	9.3%	0.9%	18.6%	1.0%	70.2%	
沖縄	47 沖縄県	100%	3.6%	0.1%	19.1%	0.2%	77.1%
全国計		100%	7.9%	0.6%	20.4%	1.7%	69.4%

調査対象標本	標本数(人) : 上段、構成比率(%) : 下段					
	H24.10	H25.10	H26.10	H27.10	H28.10	
調査対象標本	174,851	167,983	160,831	161,349	150,450	
	100%	100%	100%	100%	100%	
棄却理由	棄却理由A	17,874	16,225	15,179	13,964	11,905
		10.2%	9.7%	9.4%	8.7%	7.9%
	棄却理由B	1,911	1,766	1,593	1,172	887
		1%	1%	1%	1%	1%
	棄却理由C	38,985	37,669	35,197	33,885	30,680
	22%	22%	22%	21%	20%	
その他の棄却理由	1,400	2,454	2,220	2,485	2,553	
	1%	1%	1%	2%	2%	
有効標本	114,681	109,869	106,642	109,843	104,425	
	66%	65%	66%	68%	69%	

平成29年3月から適用する公共工事設計労務単価について 参考1

単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映
- (2) 社会保険への加入徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を反映 (継続)

全職種平均

↑ 全 国 (18,078円) 平成28年2月比; +3.4% (平成24年度比; +39.3%)
被災三県 (19,814円) 平成28年2月比; +3.3% (平成24年度比; +55.3%)

※ 被災三県における単価の引き上げ措置 (継続)

参考：近年の公共工事設計労務単価の伸び率

	H25	H26	H27	H28 (H24比)
全 国	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9% (+34.7%)
被災三県	+21.0%	+8.4%	+6.3%	+7.8% (+50.3%)

注)金額は加重平均値、伸率は単純平均値

平成29年の公共工事設計労務単価改訂状況とそれに伴う要請等

平成29年3月から適用する公共工事設計労務単価概要

公共工事設計労務単価金額
 全国 (18,078円) 平成28年2月比; **+3.4%** (平成24年度比; **+39.3%**)
 被災三県 (19,814円) 平成28年2月比; **+3.3%** (平成24年度比; **+55.3%**)

近年の公共工事設計労務単価の伸び率

	H25	H26	H27	H28
全国	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%
被災三県	+21.0%	+8.4%	+6.3%	+7.8%

※金額は加重平均値、伸率は単純平均値

石井国土交通大臣から建設業団体トップへの直接の要請 (平成29年3月3日)

大臣発言のポイント

- 現場の賃金の実態を踏まえれば、実際の支払いが担保されるようにするための更に踏み込んだ具体的取組の実施が必要と考えており、適切な賃金水準確保についての責務を改めてご認識いただきたい。
- 今回の改訂が更なる現場の技能労働者の賃金水準の上昇という好循環へとつなげることが重要であり、一層の配慮をお願いする。



団体等あて通知発出 (平成29年2月10日)

- 建設業団体の長、各都道府県知事、政令市長あてに文書を発出
- 新労務単価の速やかな適用、法定福利費の適切な支払い等を要請

過去に行われた単価引上げに係る要請及び通知状況

技能労働者への適切な賃金水準の確保について (平成25年3月29日付け国土入企第36号)
 太田国土交通大臣から建設業団体トップへの直接の要請 (平成25年4月18日)

大臣発言のポイント

- 設計労務単価の大幅な引き上げを踏まえ、適切な価格での契約、技能労働者への適切な水準の賃金の支払い、社会保険への加入の徹底等が行われるよう、建設業界挙げてのご理解と適切な対応をお願いしたい。



平成25年度4月以降の政務三役からの要請状況

- 平成25年10月23日: 高木国土交通副大臣より建設業団体あて要請
- 平成26年1月30日: 高木国土交通副大臣より建設業団体あて要請
- 平成27年2月12日: 北川国土交通副大臣より建設業団体あて要請
- 平成28年2月17日: 宮内政務官より建設業団体あて要請

平成25年度4月以降の通知発出状況

- 平成26年1月30日付け国土入企第28号
- 平成27年1月30日付け国土入企第26号
- 平成28年1月20日付け国土入企第13号

社会保険加入状況調査結果について



参考3

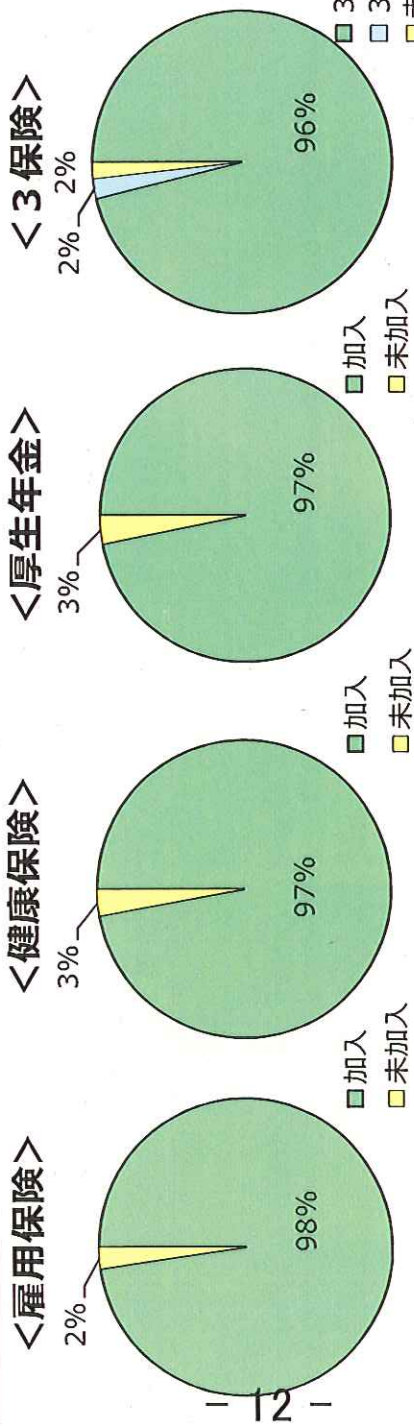
○ 公共事業労務費調査（平成28年10月調査）における社会保険加入状況調査結果をみると、

- ・ 企業別の加入率は、**雇用保険では98%** [対前年度比+0.4%]、**厚生年金では97%** [対前年度比+0.6%] となっています。
- ・ 労働者別の加入率は、**雇用保険では84%** [対前年度比+1.8%]、**健康保険では80%** [対前年度比+3.5%]、**厚生年金保険では78%** [対前年度比+3.8%] となっています。

企業別

企業別・3保険別加入割合の推移

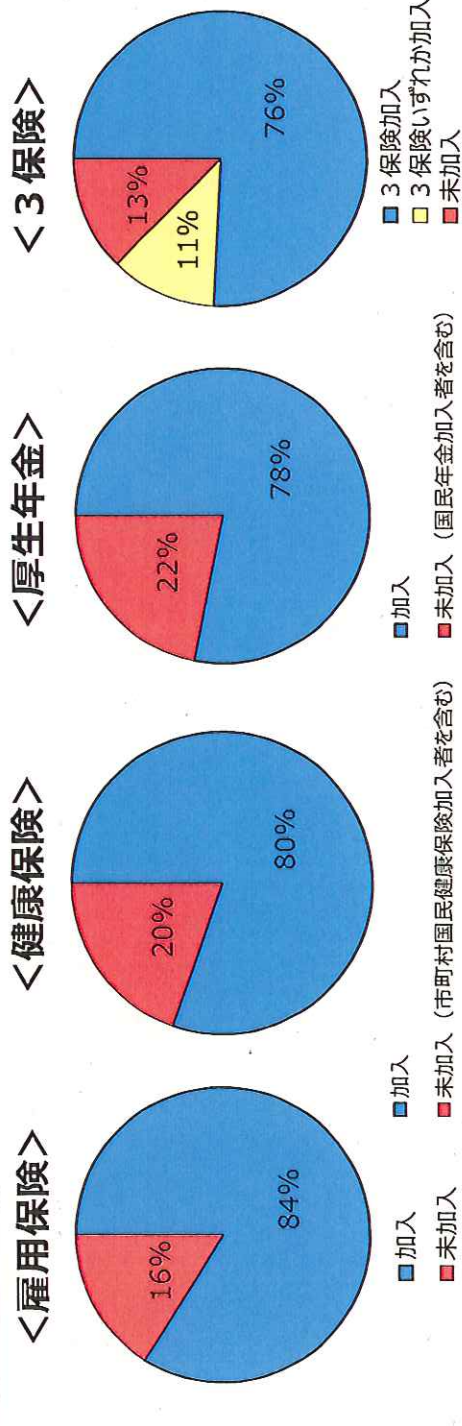
	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	94%	86%	86%	84%
H24.10	95%	89%	89%	87%
H25.10	96%	92%	91%	90%
H26.10	96%	94%	94%	93%
H27.10	98%	97%	96%	95%
H28.10	98%	97%	97%	96%



労働者別

労働者別・3保険別加入割合の推移

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	75%	60%	58%	57%
H24.10	75%	61%	60%	58%
H25.10	76%	66%	64%	62%
H26.10	79%	72%	69%	67%
H27.10	82%	77%	74%	72%
H28.10	84%	80%	78%	76%



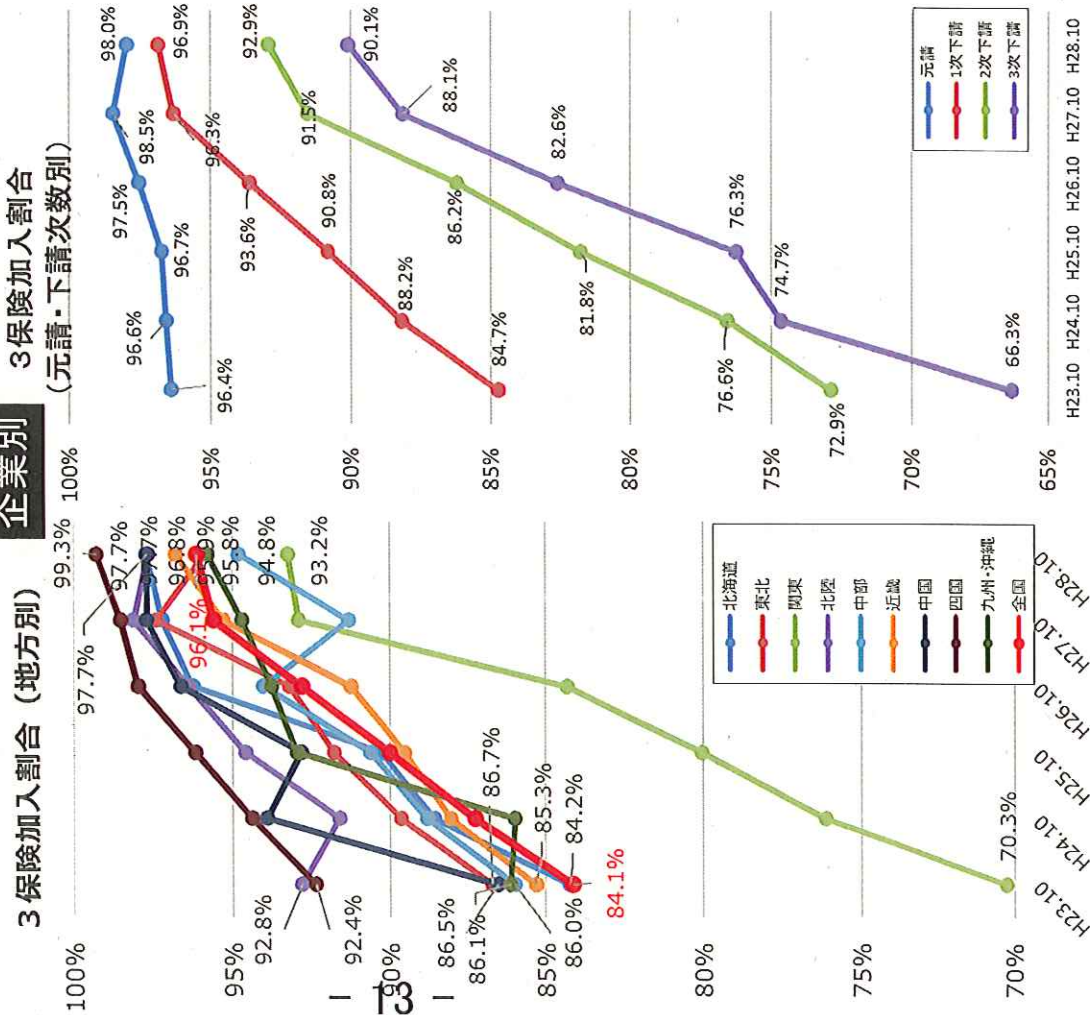
社会保険加入状況の推移(地方別・元請・下請次数別)



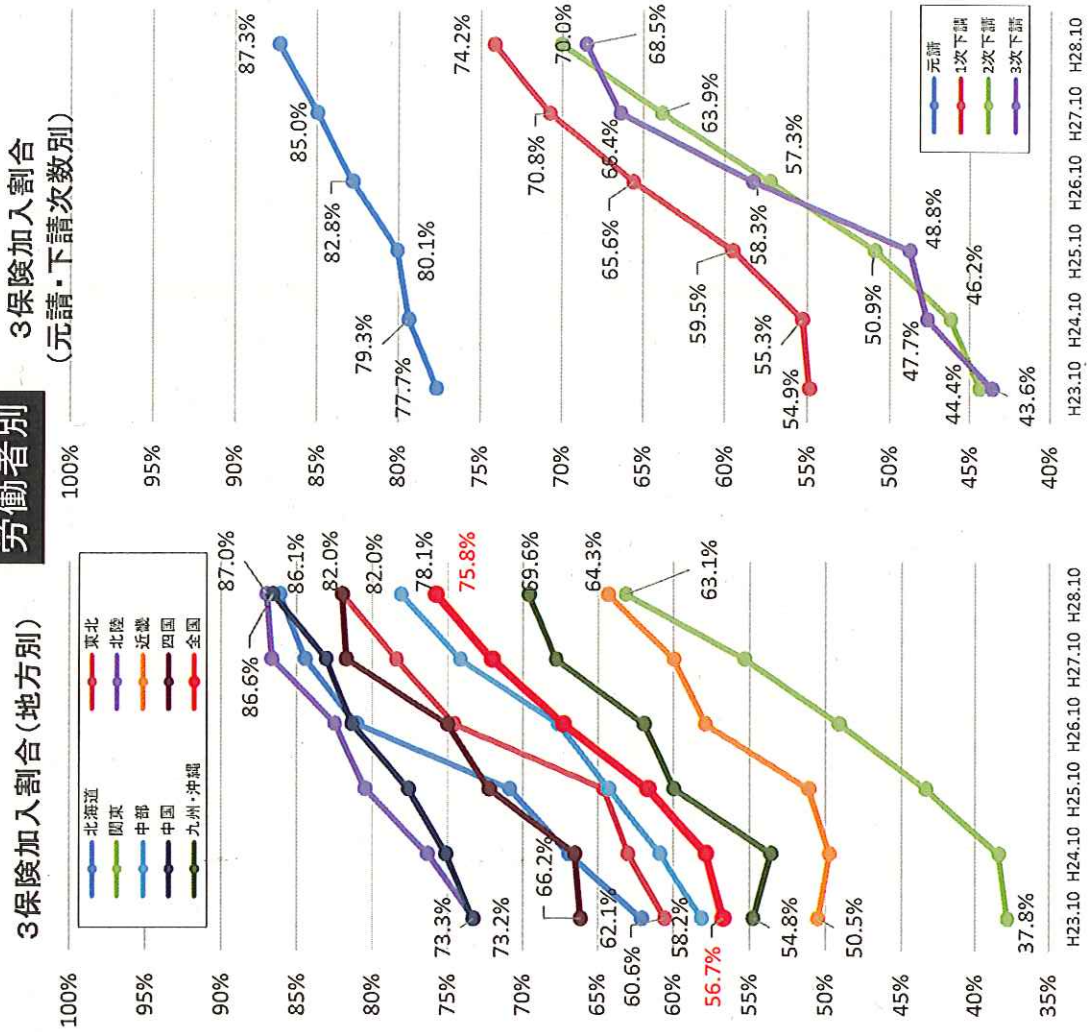
参考3

○ 公共事業労務費調査(平成23年10月調査、平成24年10月調査、平成25年10月調査、平成26年10月調査、平成27年10月調査、平成28年10月調査)における3保険加入状況をみると、全体的には加入割合は上昇傾向にあります。が、他地方と比較して関東が、元請企業と比較して高次の下請企業が、加入割合の低い傾向にあります。企業別は、関東と他地方との差が小さくなりました。

企業別

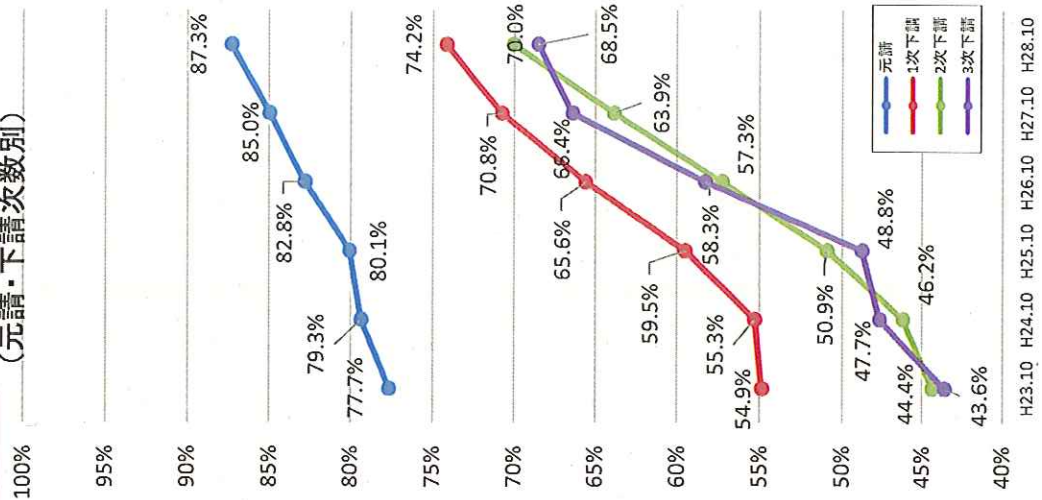


労働者別



3 保険加入割合

(元請・下請次数別)



公共工事労務費調査（平成 29 年 10 月調査）の手引き（抜粋）

7 基準内手当・基準外手当の区分

～中略～

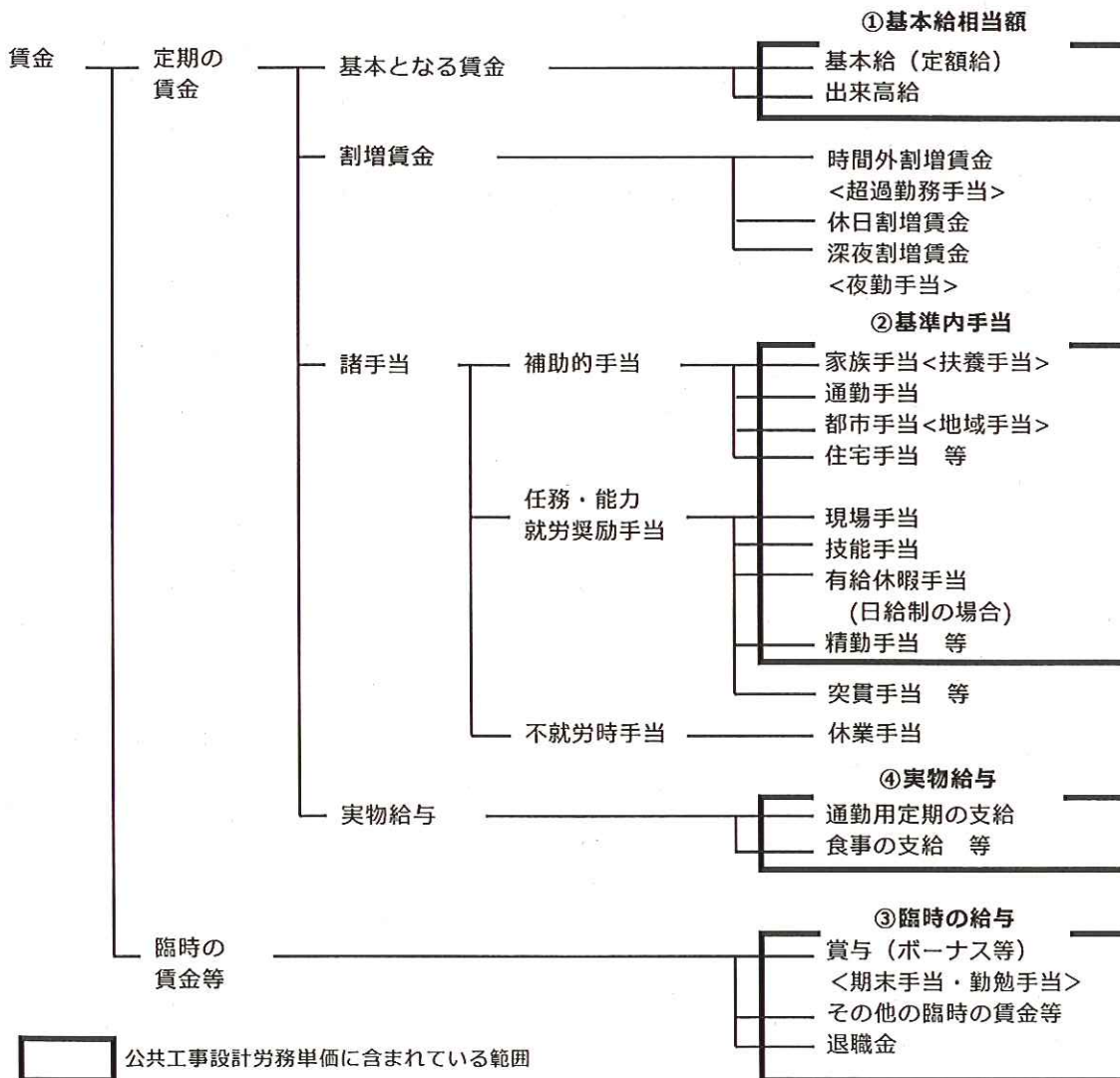
(1) 公共工事の積算と公共工事設計労務単価

公共工事設計労務単価は、図-7-2(P19)及び図-7-3(P20)のとおり、所定労働時間内 8 時間当りの「①基本給相当額」及び「②基準内手当」、並びに労働日数 1 日当りの「③臨時の給与（賞与等）」及び「④実物給与（食事の支給等）」、の 4 つにより構成されています。

$$\text{公共工事設計労務単価} = \text{①基本給相当額} + \text{②基準内手当} + \text{③臨時の給与} + \text{④実物給与}$$

所定労働時間内 8 時間当たり
所定労働日数 1 日当たり

図-7-2 公共工事設計労務単価の構成



< > 内は、国家公務員の給与で使用している名称

図-7-3 公共工事設計労務単価の構成

(2) 基準内・基準外手当の判断

手当については、以下の例を参考に、名称のみでは判断せず、支給基準や支給実態等により基準内手当と基準外手当を判断してください（以下に示す手当の名称は一応の目安です）。

基準内手当・基準外手当の逆引きをホームページ上に掲載していますので、活用してください。

～中略～

③休業手当

労働者を休業させた場合に支払った手当。**（ただし、悪天候等の不可抗力による休業および週休二日の導入等に伴う休業に対する手当は基準内手当となります）**

主な手当名称	手当の内容	基準内手当	基準外手当
休業手当	悪天候や発注者の工事中止命令等の不可抗力による休業に対して支給される手当	○	
	仕事が無いために労働者を休業させた場合に支給される手当		○ ※3
	週休2日の導入等の休日拡大に伴う休業（労働日数の減少）に対して支給される手当	○	

※3 工事に従事していない期間に支給されるものであり、工事費積算に含まれないため。

- 週休2日の導入等の休日拡大に伴う休業（労働日数の減少）に対して有給休暇手当として支給している場合は、休業手当としての記載は不要です。

④有給休暇手当

日給制または出来高給制の労働者が有給休暇を取得した場合に支払った手当。

主な手当名称	手当の内容	基準内手当	基準外手当
有給休暇手当	日給制または出来高給制の労働者が有給休暇を取った場合に支給される手当 ※調査票では、手当の欄でなく、基本給または出来高給の欄に加算して記入してください。	(基本給又は出来高給として加算してください)	-

- 日給制または出来高給制の労働者が有給休暇を取った場合に支給された有給休暇手当は、基準内手当となります。調査票記入上は、手当の欄ではなく、基本給または出来高給の欄に加算して記入してください。

(2) 基準内・基準外手当の判断

手当については、以下の例を参考に、名称のみでは判断せず、支給基準や支給実態等により基準内手当と基準外手当を判断してください（以下に示す手当の名称は一応の目安です）。

基準内手当・基準外手当の逆引きをホームページ上に掲載していますので、活用してください。

～中略～

③休業手当

労働者を休業させた場合に支払った手当。（ただし、悪天候等の不可抗力による休業および週休二日の導入等に伴う休業に対する手当は基準内手当となります）

主な手当名称	手当の内容	基準内手当	基準外手当
休業手当	悪天候や発注者の工事中止命令等の不可抗力による休業に対して支給される手当	○	
	仕事が無いために労働者を休業させた場合に支給される手当		○ ※3
	週休2日の導入等の休日拡大に伴う休業（労働日数の減少）に対して支給される手当	○	

※3 工事に従事していない期間に支給されるものであり、工事費積算に含まれないため。

- 週休2日の導入等の休日拡大に伴う休業（労働日数の減少）に対して有給休暇手当として支給している場合は、休業手当としての記載は不要です。

④有給休暇手当

日給制または出来高給制の労働者が有給休暇を取得した場合に支払った手当。

主な手当名称	手当の内容	基準内手当	基準外手当
有給休暇手当	日給制または出来高給制の労働者が有給休暇を取った場合に支給される手当 ※調査票では、手当の欄でなく、基本給または出来高給の欄に加算して記入してください。	(基本給又は出来高給として加算してください)	-

- 日給制または出来高給制の労働者が有給休暇を取った場合に支給された有給休暇手当は、基準内手当となります。調査票記入上は、手当の欄ではなく、基本給または出来高給の欄に加算して記入してください。

公共工事労務費調査（平成29年10月調査）の手引き（抜粋）

7 基準内手当・基準外手当の区分

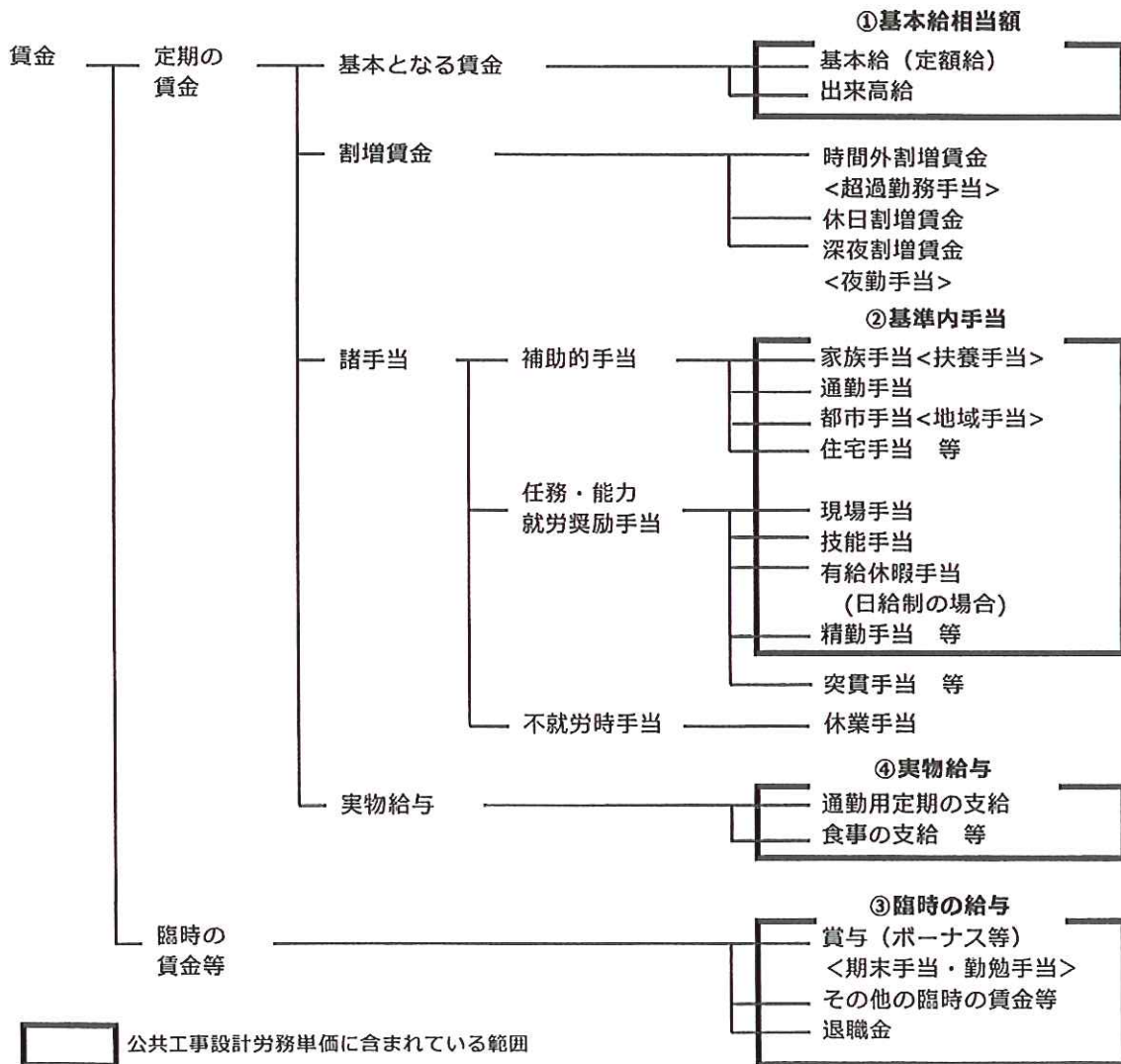
～中略～

(1) 公共工事の積算と公共工事設計労務単価

公共工事設計労務単価は、図-7-2(P19)及び図-7-3(P20)のとおり、所定労働時間内 8 時間当りの「①基本給相当額」及び「②基準内手当」、並びに労働日数 1 日当りの「③臨時の給与（賞与等）」及び「④実物給与（食事の支給等）」、の 4 つにより構成されています。



図-7-2 公共工事設計労務単価の構成



< > 内は、国家公務員の給与で使用している名称

図-7-3 公共工事設計労務単価の構成